

土壌汚染情報公開台帳

( 案件No. 1 )

整理番号	102-1	調製年月日・契機	令和2年1月16日	・ 条例116条第1項第1号
所在地	入船一丁目11番14		(地番) 入船一丁目5番3号	(住居)
訂正年月日・契機	令和2年1月28日第116条の3第1項、令和2年4月10日第116条第3項			
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	中島印刷株式会社 (令和2年1月16日廃止)	面積	0.00 m <sup>2</sup> (汚染地)	59.23 m <sup>2</sup> (調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項				
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容	土壌汚染の除去 (掘削除去)			
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)				
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨				
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨				
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更所要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨				
備考				
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
	令和2年1月16日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	(株) フィールド・パートナーズ
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	



# 1 調査概要

## 1.1 調査目的

本調査は、調査対象地における土壌汚染の有無を確認することを目的とした。

## 1.2 調査対象地

調査対象地	(住居表示) 東京都中央区入船1丁目5-3		
	(地番) 東京都中央区入船一丁目11番14の一部		
現況	中信社中島印刷株式会社(閉業済み)		
調査対象面積	59.23 m <sup>2</sup>	敷地面積	59.23 m <sup>2</sup> (CAD)



調査対象地位置図

(出典：地理院地図 WEB サイト <http://maps.gsi.go.jp/>)

## 1.3 適用される法規等

本調査は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、都条例という)第116条を契機とし、東京都土壌汚染対策指針に則って実施した土壌汚染状況調査である。

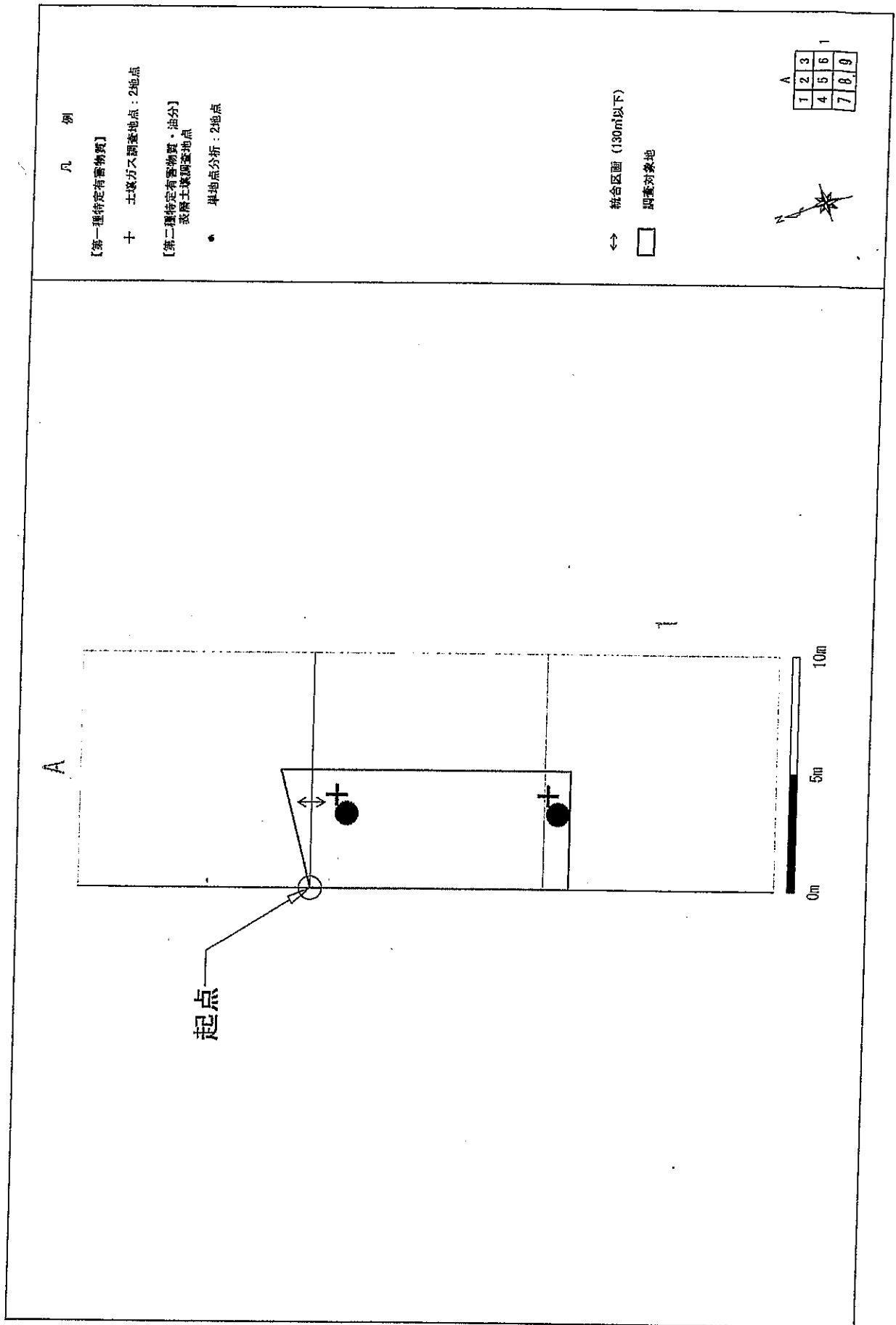


図-1 調査地点図（土壌ガス・表層土壌・油分）

## 5 調査結果

### 5.1 土壌ガス調査結果（第一種特定有害物質）

土壌ガス調査結果を表-1、土壌ガスチャートを添付資料-1に示す。

土壌ガス調査の結果、いずれの地点における土壌ガスから第一種特定有害物質（全12項目）は検出されなかった。

表-1 土壌ガス調査結果(単位区画)

分析項目		定量 下限値	A1-1	A1-4
第一種 特定 有害 物質	四塩化炭素	0.1	<	<
	クロロエチレン	0.1	<	<
	1,2-ジクロロエタン	0.1	<	<
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<	<
	1,2-ジクロロエチレン	0.1	<	<
	1,3-ジクロロプロペン	0.1	<	<
	ジクロロメタン	0.1	<	<
	テトラクロロエチレン	0.1	<	<
	1,1,1-トリクロロエタン	0.1	<	<
	1,1,2-トリクロロエタン	0.1	<	<
	トリクロロエチレン	0.1	<	<
	ベンゼン	0.05	<	<

単位 : volppm  
< : 定量下限値未満を示す。

## 5.2 表層土壌調査（第二種特定有害物質）

表層土壌調査結果を

表-2及び図-2、計量証明書を添付資料-2に示す。

AI-1区画において、鉛の土壌含有量基準に不適合であった。

また、AI-4区画において、鉛の土壌溶出量及び土壌含有量基準に不適合であった。

その他の調査対象物質については、いずれの区画において基準に適合していた。

表-2 表層土壌調査結果(単位区画)

分析項目		汚染状況に関する基準	定量下限値	A1-1	A1-4
第二種特定有害物質 溶出量	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.001	<	<
	六価クロム化合物	0.05以下	0.005	<	<
	シアン化合物	検出されないこと	0.1	<	<
	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.0005	<	<
	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001	<	<
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	0.002	0.011
	砒素及びその化合物	0.01以下	0.001	0.005	0.004
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	0.08	0.14	0.22
	ほう素及びその化合物	1以下	0.1	0.1	<
	第二種特定有害物質 含有量	カドミウム及びその化合物	150以下	1.0	2.9
六価クロム化合物		250以下	10	<	<
シアン化合物		50以下	5	<	<
水銀及びその化合物		15以下	1.0	<	<
セレン及びその化合物		150以下	1.0	<	<
鉛及びその化合物		150以下	10	5.000	5.000
砒素及びその化合物		150以下	10	<	<
ふっ素及びその化合物		4000以下	100	<	<
ほう素及びその化合物	4000以下	50	<	<	

単位 : 溶出量(mg/L)、含有量:(mg/kg)

< : 定量下限値未満を示す。

■ : 基準不適合を示す。

9

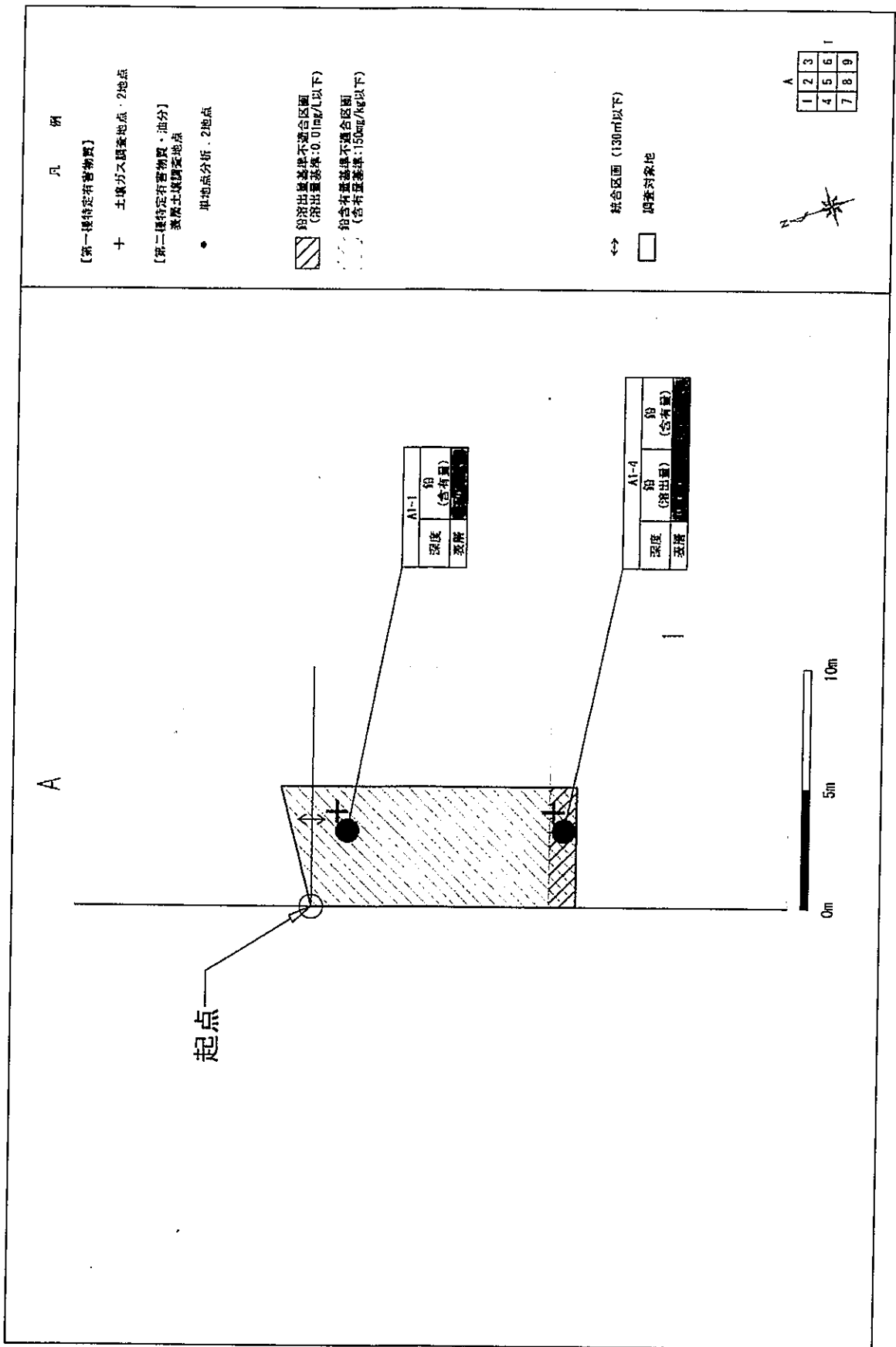


図-2 調査結果図 (土壌ガス・表層土壌・油分)

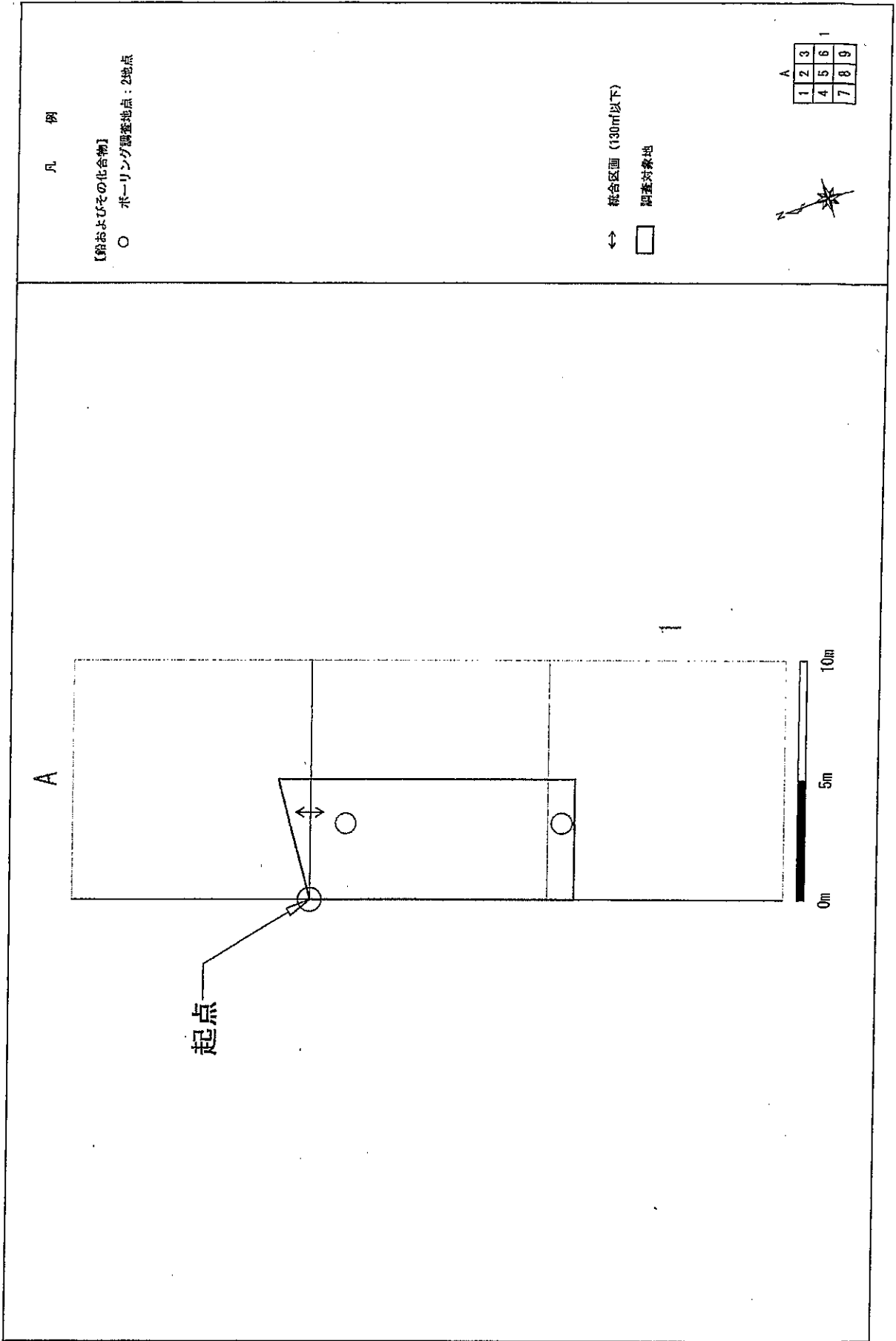


図-1 調査地点図 (ボーリング調査・地下水調査)



## 2.4 調査結果

### (1) ボーリング調査

ボーリング調査結果を表-1及び図-2に示す。

全ての調査区画において深度1.0m及び2.0mで、いずれの調査対象物質も基準に適合であった。

また、深度絞込みの追加分析の結果、鉛の土壌溶出量は深度0.8m、土壌含有量は深度0.6mで基準に適合した。

表-1 ボーリング調査結果

地点名	A1-1		A1-4	
	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物
分析項目	含有量	溶出量	含有量	
汚染状況に関する基準	150以下	0.01以下	150以下	
定量下限値	10	0.001	10	
0~0.5	70	0.001	5400	
0.6	66	0.001	54	
0.7	-	0.001	-	
0.8	-	0.008	-	
1.0	81	0.005	21	
2.0	11	0.004	12	

単位 : 溶出量 mg/L、含有量 mg/kg、深度 m

- : 調査対象外を示す。

< : 定量下限値未満を示す。

: 表層調査の結果を示す。

: 基準不適合を示す。

(2) 地下水調査結果

地下水調査結果を表-2及び図-2に示す。

A1-4 地点における地下水濃度は地下水基準に適合であった。

表-2 地下水調査結果

分析項目		地下水基準	定量 下限値	A1-4
地 下 水	第 二 種 鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	<

単位 : mg/L  
地下水 : 地下水濃度  
第二種 : 第二種特定有害物質を示す。  
< : 定量下限値未満を示す。

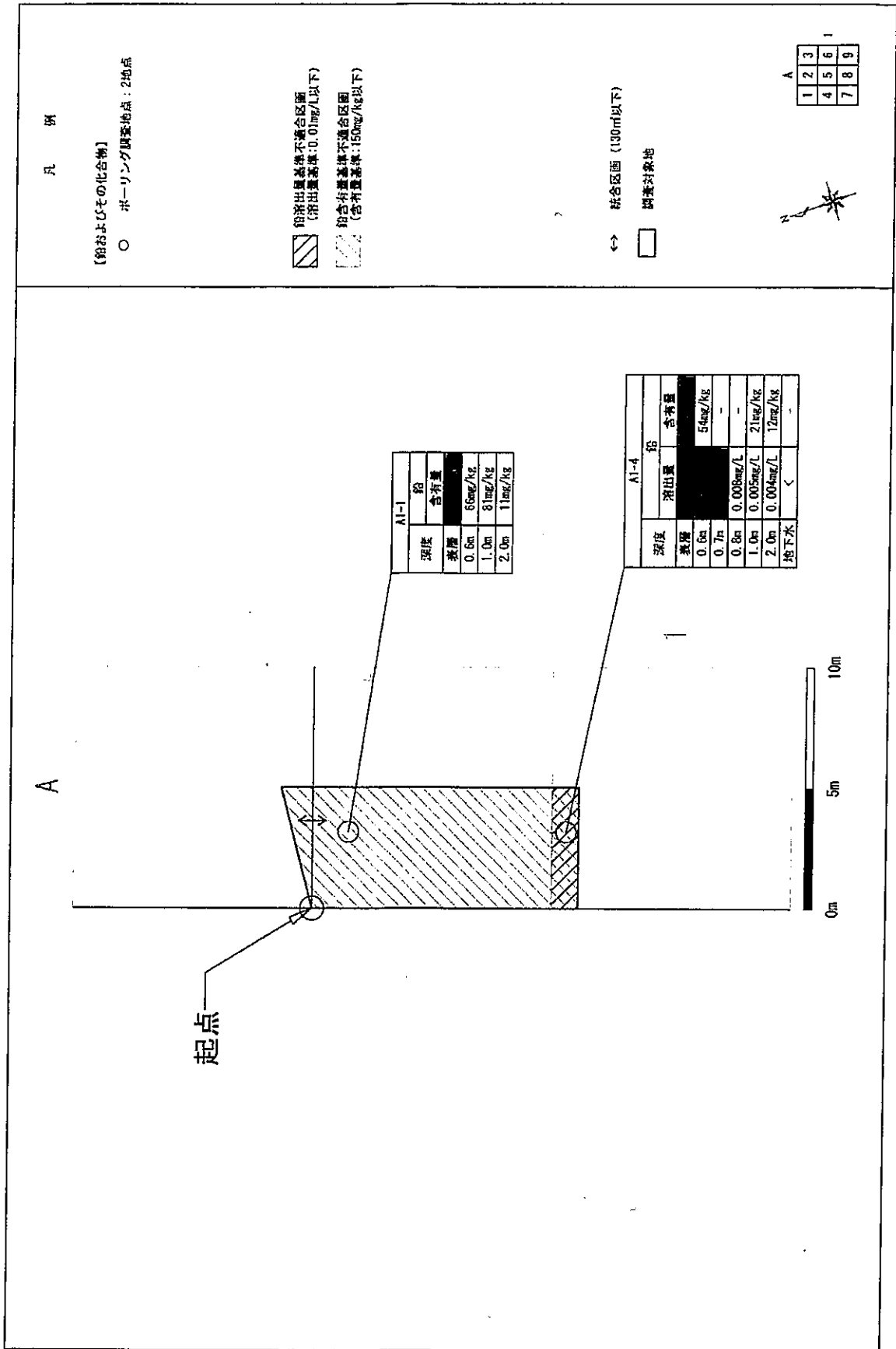
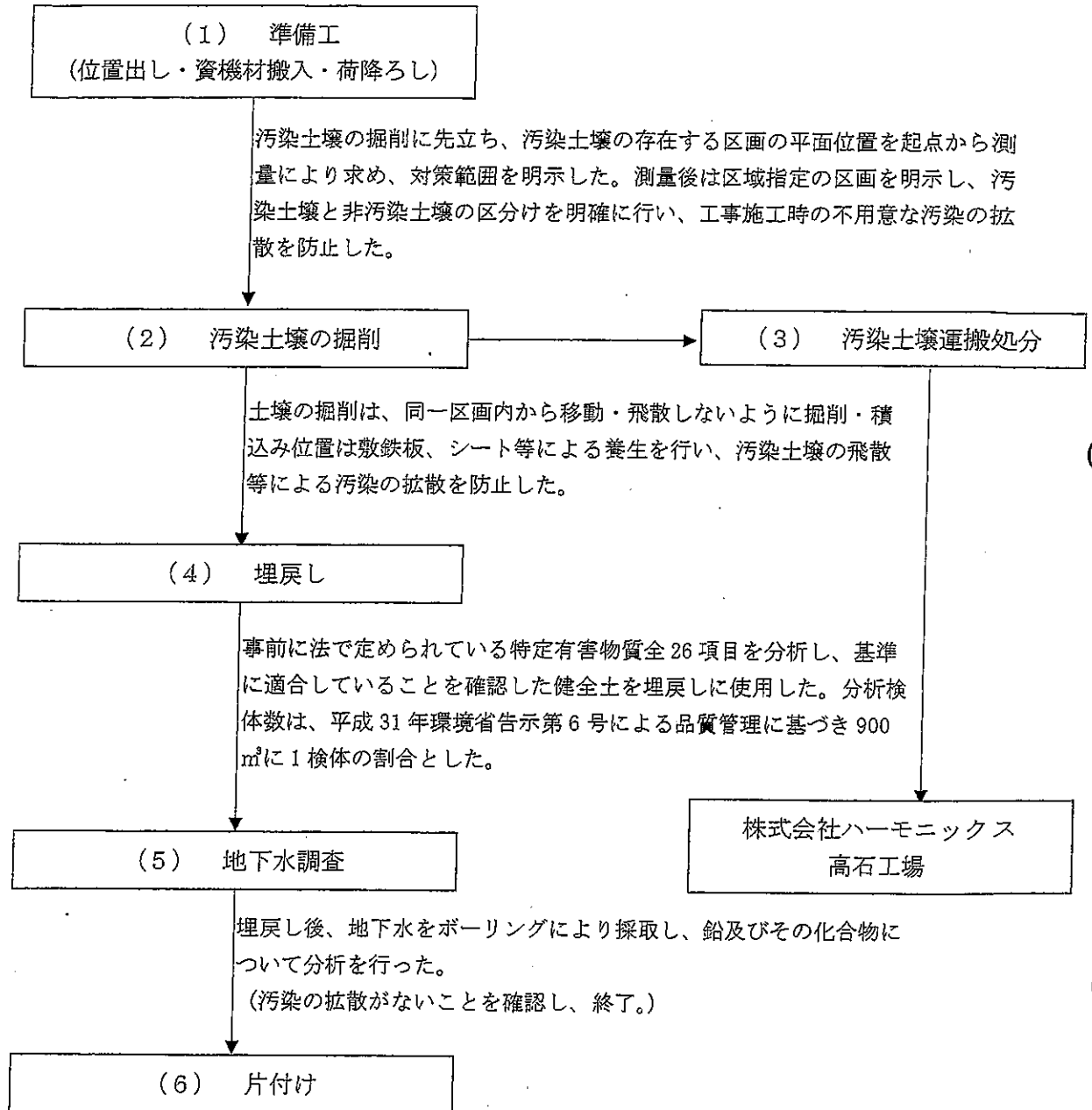


図-2 調査結果図 (ボーリング調査・地下水調査)

### 別紙3 措置方法に関する事項

#### 1. 施工フロー図



## 2. 施工業者

### (1) 汚染土壌処理工事施工者

会社名 : 株式会社フィールド・パートナーズ  
 所在地 : 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー10階  
 連絡先 : TEL:03-6268-8857 FAX:03-6268-8357  
 登録番号 : 環境省指定調査機関 指定番号 2008-3-1004

### (2) 一次施工業者

会社名 : 株式会社ジ・アース  
 所在地 : 千葉県千葉市中央区新田町 5-10 わかちく千葉ビル 8階  
 連絡先 : TEL: 043-215-8977 FAX: 043-215-8978

## 3. 汚染土量

【計画・実施土量 一覧表】

区画	汚染物質	区画面積			対策深度			対策層厚			対策土量			地中障害物による控除量 (m <sup>3</sup> )	地中障害物による控除量を考慮した対策土量 (m <sup>3</sup> )			
		計画	実施	差	計画	実施	差	計画	実施	差	計画	実施	差					
A1-1	鉛及びその化合物 (含有量)	53.012	53.012	0.00	0.0	~	0.6	0.0	~	0.604	0.60	0.604	0.004	32.167	32.362	0.214	2.287	30.095
A1-4	鉛及びその化合物 (溶出量・含有量)	5.615	5.615	0.00	0.0	~	0.8	0.0	~	0.804	0.80	0.804	0.004	4.492	4.514	0.022	0.000	4.514
合計		59.227	59.227											36.659	36.898	0.237	2.287	34.609

## 4. 汚染拡散防止の完了確認

処理基準に不適合となった範囲（平面方向及び深度方向）まで掘削除去を行い、汚染拡散防止範囲の土壌が全て除去されたことを測量により掘削出来形寸法（幅、深さ）で確認した。

汚染土壌が処理施設で適切に処理されていることの確認は、管理票にて行った。

なお、掘削除去後の地下水確認は、A1-4 区画において地下水サンプラーを設置して採水し、鉛及びその化合物を対象に実施した。

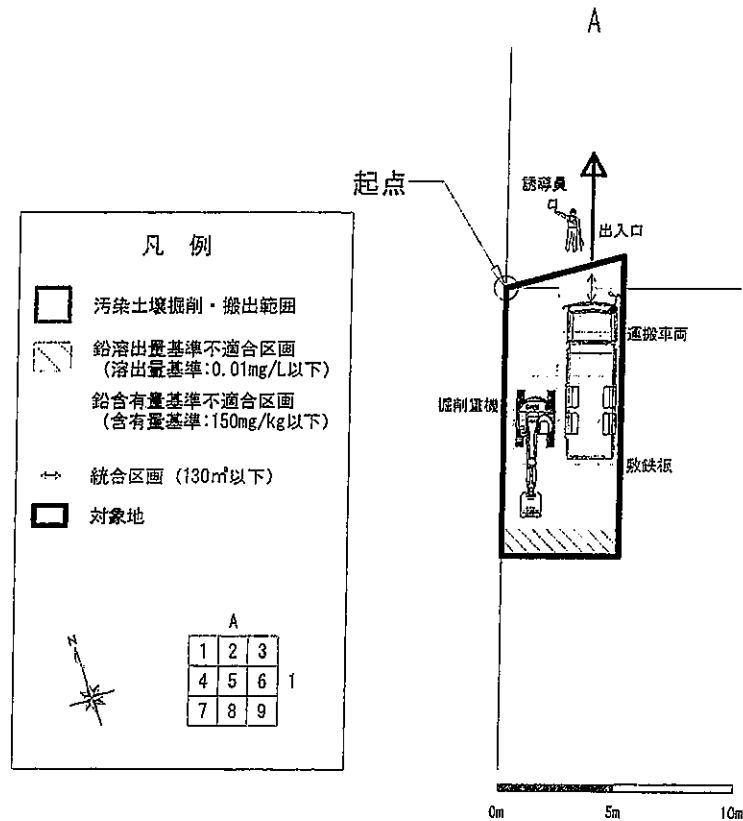
5. 対策の方法（土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図）

(1) 準備工

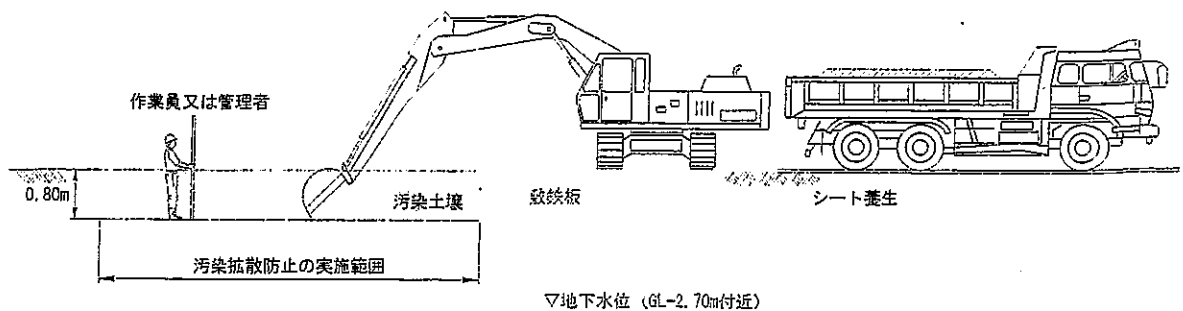
汚染土壌の掘削に先立ち、敷地外周に仮囲いを設置し汚染土壌の存在する範囲の平面位置を起点から測量により求め、掘削除去を行う範囲を明示した。作業あるいは重機の移動により汚染土壌が掘削範囲外へ拡散しないように必要に応じてシートまたは敷鉄板により養生を行った。

(2) 汚染土壌の掘削

汚染土壌の掘削は、測量により明示された汚染土壌対策区画の汚染土壌を、取り残しがないように対策深度を管理しながら掘削を行った。敷地周辺に汚染土壌の掘削に伴う粉じんが飛散しないように適時散水を行い、また掘削面に入入りする作業員および管理者は、靴底、機材等に付着した汚染土壌を周囲に拡散させることがないように靴洗い場で洗浄を徹底した。



【平面図】



▽地下水位 (GL-2.70m付近)

※汚染土壌の掘削深度は地下水に接触する深度ではない。

【断面図】

(3) 汚染土壌運搬処分

掘削した汚染土壌は、周囲へ拡散させないようにシートまたは敷鉄板等で養生した場所でダンプトラックに積込み、運搬を行った。運搬に際してはダンプの荷台をシートで覆い、走行中の汚染土壌の飛散・拡散防止に努めた。積込んだ汚染土壌は、指定した汚染土壌処理施設までダンプトラックにて運搬し処理した。

・搬出土量

実施土量より控除土量を差し引いた汚染土壌処理施設への搬出土量を以下に示す。

	計画土量 (m3)	掘削土量 (m3)	控除土量 (m3)	搬出土量 (m3)	搬出土量 (t)
(株)ハーモニックス	36.659	36.896	2.287	34.609	55.690
合計	36.659	36.896	2.287	34.609	55.690

※単位体積重量 (t/m3) = 55.690 (t) / 34.609 (m3) ≒ 1.609 (t/m3)

・控除土量

本対策工事（掘削除去）中に当該区画で確認された、地中障害物の汚染土中の控除土量を以下に示す。

区画	計算式	
地中障害物 集計		
A1-4	$3.05 \times 1.25 \times 0.6 = 2.287$	
	合計 2.287	m3

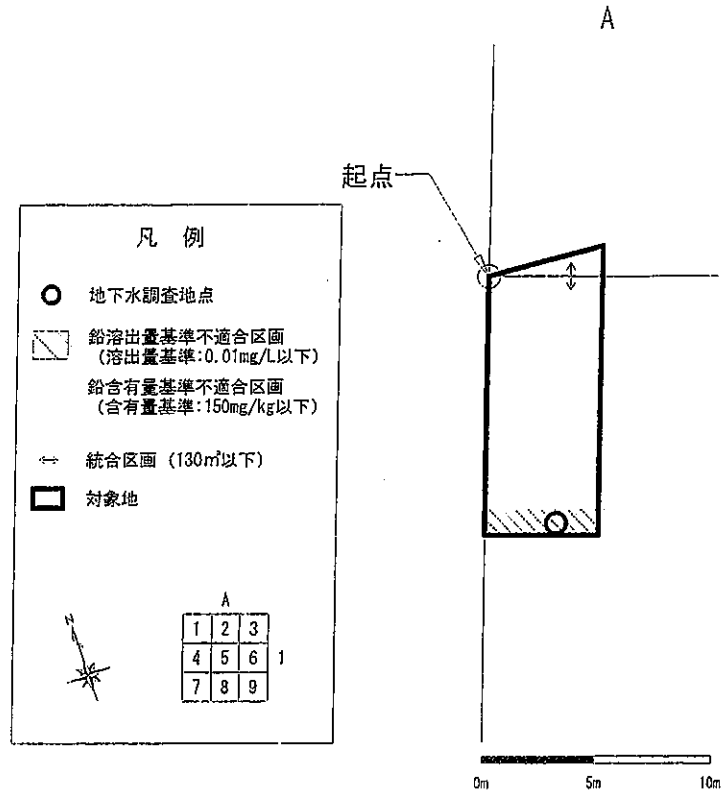
(4) 埋戻し

汚染土壌の掘削が完了した区画の埋戻しは、場外から健全土を搬入した。健全土の確認は平成 31 年環境省告示第 6 号による品質管理に基づき、900 m<sup>3</sup>毎の公定分析により特定有害物質全 26 項目が基準に適合していることを確認した土壌とした。

納入日	搬入元	車種	車番	搬入土量 (m3)
2月5日	東京都新宿区下落合3-17-9	8t ダンプトラック	727	12
			757	12
			782	12
			783	12
合計	—	—	—	48

(5) 地下水調査

埋戻し完了後、土壌溶出量基準を超過している物質を対象に地下水調査を行い、掘削に伴う汚染拡散がないことを確認した。採取は地下水サンプラーを設置して行った。採取に当たっては事前に井戸内の3~5倍の地下水をくみ上げた後に行った。採取した地下水は速やかに分析機関に送り分析を行った。



【平面図】

【対策後地下水分析結果】

単位:mg/L

区画名	対象物質	基準値	分析結果
A1-4	鉛	0.01以下	<

< : 定量下限値未満を示す。

■ : 基準不適合を示す。

(6) 片付け

工事完了後は、速やかに資器材等を片付け、対象地から搬出した。



別紙6 措置完了後の対象地の状況を示した図面

汚染拡散防止完了後、調査で確認されている汚染土壌を全て除去した。  
対象地においては今後、新築工事を予定している。

